

人間環境大学大学院の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、研究科および、専攻の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(人間環境学研究科人間環境学専攻修士課程)

第2条 人間環境学研究科は、人間環境を自然・社会・文化等の重層的な諸環境の総体としてとらえ、今日、その人間環境が未曾有の危機に直面していることに鑑み、人間環境に関する幅広い見識と専門的な技能を身につけ、現実の諸現象をその内的連関において総合的に研究し、持続可能な人類社会の創出に向けた創造的な提案と行動ができる人材を養成する。

(看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

第3条 看護学研究科博士前期課程は、看護現場や教育現場の問題解決・改善・改革をめざして、現場志向型研究の目的設定・研究計画・研究の推進方法を学び、新しい知見を探る応用的研究能力を身につけるとともに、そこで得られた知見をもとに、国民の健康ニーズに対して、効果的・効率的に看護活動を進めることができるリーダー・管理者・教育者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

第4条 看護学研究科博士後期課程は、国民の健康ニーズの増大・複雑・多様化に対し、革新的なケアプログラムの開発やケアシステムの開発などを行う。さらに、国内外の先駆的な研究のシステマティックレビューや学際的な共同研究、および異文化看護等のグローバルな研究によって専門的で高度な実践と研究の循環的相互発展を促進させる研究者や看護教育者を育成する。また、自立した研究者として看護学を実践科学として発展させ、卓越した看護教育者として機能できる人材育成を行い、社会に貢献することを目的とする。

(松山看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

第5条 松山看護学研究科博士前期課程は、保健・医療・福祉分野に関連する個人あるいは集団に対して、健康上の課題や看護の問題解決・改善に研究的な視点で取り組むことができ、科学的思考力・臨床指向型研究力を養い、倫理観が高く、卓越した看護実践力、管理的能力、教育的能力を身につけるとともに、人々の健康問題解決に向けて他職種と連携・協働し、社会貢献できる人材の育成を目的とする。

(松山看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

第6条 松山看護学研究科博士後期課程は、複雑多様に変化する社会の中で、健康関連の課題・問題に対して臨床指向型・患者中心型で対象のQOLを看護的視点で追究し、深い学識と倫理観、幅広い視野に基づき自立して研究できる能力を備え、看護実践と研究、理論形成を循環させることができ、看護学を実践科学として発展させる自立した研究者、および教育者としての能力を有し、看護実践の向上や地域の保健・医療に貢献できる人材の育成を目的とする。

(総合心理科学研究科総合心理学専攻修士課程)

第7条 総合心理科学研究科は、多様性の中で生きる人間を心理学の観点から総合的かつ科学的に理解することを目指す学問を総合心理学と位置づけ、総合心理学を自律的に深く探求し、その成果をもって社会に貢献しうる人材、総合心理学を基盤とした高

度専門職業人を養成することを教育研究上の目的とする。

(規程の主管部署)

第8条 この規程は、総務人事部が主管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和8年4月1日から施行する。